

議案第18号

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年阿見町条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表消防団の項及び実穀地区公民館整備検討委員会委員の項を削り、同表教育委員会の部に次のように加える。

阿見町史編さん委員会委員	日額	5,300円	700円	副町長
--------------	----	--------	------	-----

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行					改正後					備考
別表（第1条, 第3条, 第4条関係）					別表（第1条, 第3条, 第4条関係）					
職名	報酬		費用弁償		職名	報酬		費用弁償		
	支給区分	報酬額	費用弁償額	相当する職		支給区分	報酬額	費用弁償額	相当する職	
(略)					(略)					
文化財保護審議会委員	日額	5,300円	700円	副町長	文化財保護審議会委員	日額	5,300円	700円	副町長	
消防団	団長	年額	148,000円	700円	副町長					
	副団長	年額	108,000円	700円	副町長					
	指導員	年額	70,000円	700円	一般職 6級					
	分団長	年額	62,000円	700円	一般職 6級					
	副分団長	年額	45,000円	700円	一般職 4級					
	部長	年額	38,000円	700円	一般職 4級					
	班長	年額	30,000円	700円	一般職 2級					
	団員	年額	28,000円	700円	一般職 2級					
(略)					(略)					

現行					改正後					備考
観光プロデュース推進 委員会委員	日額	5,300円	700円	副町長	観光プロデュース推進 委員会委員	日額	5,300円	700円	副町長	
実穀地区公民館整備検 討委員会委員	日額	5,300円	700円	副町長						
(略)					(略)					
					阿見町史編さん委員会	日額	5,300円	700円	副町長	

議案第 18 号 説明資料

【主な改正の理由】

- (1) 阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例(平成 12 年阿見町条例第 8 号)の一部改正に伴い，報酬及び費用弁償と諸手当に分かれて規定されていたものを当該条例に一本化するもの。
- (2) 非常勤特別職の廃止に伴い，その報酬及び費用弁償について削除するもの。

【改正の事由等】

職名	区分	事由	改正内容
消防団	根拠条例の見直し	報酬，費用弁償以外に支給する諸手当の細分化に伴う規定根拠の一本化	本条例で報酬及び費用弁償の額を定めるほか，「阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例(平成 12 年阿見町条例第 8 号)」によって諸手当の額を定めていたものを，当該条例を「阿見町消防団員の定員，任免，報酬，服務等に関する条例」に改め，諸手当の支給額を細分化するとともに，報酬及び費用弁償の額を定めるように一本化する改正を行うことに伴い，本条例における規定を削るもの。
実穀地区公民館整備検討委員会委員	廃止	所掌事務の完了に伴う廃止	実穀地区公民館整備が完了し，「実穀地区公民館整備検討委員会」を廃止することに伴い，委員の報酬及び費用弁償に係る規定を削るもの。
阿見町史編さん委員会委員	追加	附属機関の設置に伴う追加	新たな附属機関として設置する阿見町史編さん委員会の委員に対する報酬及び費用弁償の額を定めるために追加するもの。